

ポスター・ビデオセッション

介護保険制度改正によるサービス提供事業者への影響

～居宅介護支援事業所と福祉用具供給事業所へのアンケートより～

日本社会事業大学大学院 社会福祉学研究科
博士後期課程 城戸裕子

はじめに

2007年の高齢者白書によると65歳以上の高齢者の人口は、過去最高の2,660万人(前年2,567万人)となり、高齢化率が20.8%(前年20.1%)と増加傾向を示している。高齢化を促している背景には様々な要因が考えられる。具体的には、核家族の増加、親との同居率低下、介護力の低下、一人暮らし高齢者の増加、出生数の減少などである。高齢化は少子化と合わせて、地域労働力の減少問題にもつながることになり、わが国の高齢化問題は複雑化している現状がある。

高齢化に伴う介護需要の増加や家族介護の負担軽減を目的に介護を社会全体で支える仕組みの一つとして介護保険制度が整備された。しかし、介護保険制度は様々な問題が指摘されている。具体的には利用料や財源などの制度設計上の問題や利用者が選択可能なサービス提供主体の不足などである。

介護保険制度は2006年4月に法改正がなされ、大きな変化として介護予防という新たな視点が導入され、給付も介護給付と予防給付に分かれた点をあげることができる。予防給付の対象者範囲並びにサービス内容の改正により、新予防給付が創設され、軽度の要介護者は、要支援1、要支援2というカテゴリーで介護予防サービスを利用することになった。しかし法改正に伴い、様々な問題が浮上している。そこで法改正に伴い、サービス提供事業所が抱える現状を明らかにすることはサービス提供についての課題を見出し、これらの改善に役立つと考えられる。尚、本研究は山梨県立大学地域研究交流センター2007年度のセンター共同研究に基づき、その中の一部であるサービス提供事業所についての調査結果に基づくものである。

1. 研究の目的

本研究では、本研究では、介護保険法改正について、サービス提供事業所への調査を行うことにより、その影響並びに実態を把握することである。

2. 研究の視点および方法

本研究ではサービス全体を把握するため特定地域を選定するのではなく、悉皆調査が望ましいと考えられ対象として山梨県全域を選択した(図1)。同県の老年人口は1995年以降、年少人口を上回っている。

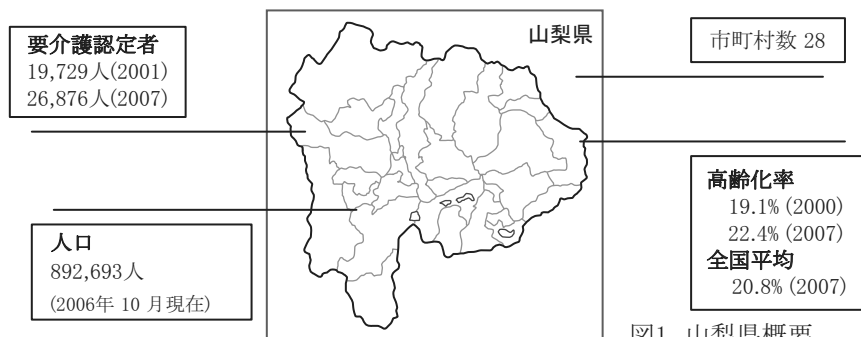


図1 山梨県概要

同県を選択した理由として、人口動態変化が少なく、それらによって調査に差が生じないことにつながることで、地理的に山梨県は首都圏近郊に位置しているが、高齢化率が全国平均より上回り、更にそれらの上昇が問題となっており、サービス増加の実態が顕在化していることを挙げられる。

調査方法は、郵送によるアンケート調査を実施した。

3. 倫理的配慮

研究以外での使用をしない、基本的に統計処理を行う、自由記述については個人が特定できない形とすることを明記した調査願いを同封した。

4. 研究結果

1) 調査概要

調査対象は2006年4月に施行された「介護サービス情報の公表制度」¹において情報公表を行った事業所を対象とした。県下にある居宅介護支援事業所（196事業所）及び福祉用具貸与事業所（34事業所）である。自記式の調査票を郵送法により実施した。調査内容は基本的に同一としたが、業種の差異が影響する項目に関しては若干の修正を加えた。調査時期は、2008年1月である。尚、回答内容は2007年12月末日現在のものとした。

回収率は、46.9%(108/230)であった。その内訳は、居宅介護支援事業所が46.4%(91/196)、福祉用具貸与事業所が50.0%(17/34)であった。

2) 介護保険法改正が業務に与えた影響（利用者の増減について）（図3・図4）

図3 居宅介護支援事業所

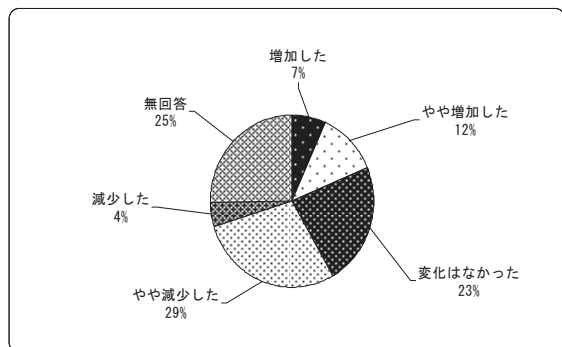
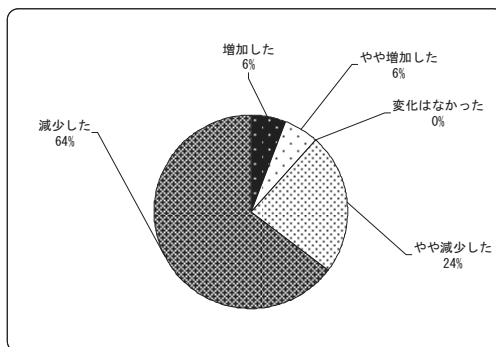


図4 福祉用具貸与事業所



2006年4月以降の利用者数の変化について確認した。調査票は5段階評価とした。居宅介護支援事業所では「増加した」「やや増加した」を合わせると17事業所で、全体の18.6%となった。「減少した」「やや減少した」を合わせると30事業所となり、これは全体の32.9%となった。

福祉用具貸与事業所では、「やや減少した」「減少した」を合わせると15事業所であった。また「増

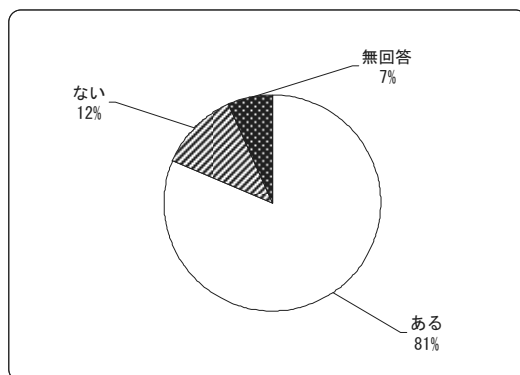
加した」「やや増加した」との回答は、それぞれ1事業所ずつであった。

3) 介護保険法改正が業務に与えた影響

介護保険法改正が業務に影響を与えたか否かを確認した。居宅介護支援事業所では、影響があったとしたのは74事業所で、全体の81.3%であった。影響がなかったとしたのは11事業所で全体の

¹ 県内で基準日(平成18年1月時点)前一年間の介護報酬支払い実績額(利用者負担分を含む)が100万円を超える事業所について、基本情報・調査情報の報告、調査情報の調査、情報の公表が計画的に行われる。訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム、軽費老人ホーム)、福祉用具貸与、居宅介護支援、老人福祉施設、介護老人保健施設の9サービスが対象であり、翌年4月、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護療養型医療施設の3サービスが対象として追加された。

図5 介護保険改正への影響（居宅介護支援事業所）



12.0%であった。なお、6事業所は無回答であった。
(図2)

福祉用具貸与事業所は全事業所が介護保険法改正の影響があったと回答した。

4) 介護保険法改正に関する問題点

居宅介護支援事業所からは自由記述 127 意見が得られた。

介護支援専門員(以下、ケアマネジャー)の業務に関するもの、費用対効果、国や地域行政に関連するもの、事業者自身が抱える問題の4点に集約がされた。

福祉用具貸与事業所からは、障害者自立支援法の統合を視野に入れた自由記述 14 意見が得られた。内容として、法改正後の要介護度に対する福祉用具貸与制限についての不満やそのことにより利用者ニーズに対応できないジレンマが感じられる記述が目立った。

5. 考 察

2006年4月以降の利用者の推移と事業への影響については、介護保険法改正と単価や認定基準などの改定が重なったため、事業所にとっての大きな分岐点になったと考えられる。本調査の結果、どちらの影響も大きかったことが明確となった。

利用者数について、居宅介護支援事業所が「やや減少した」「減少した」を合わせた割合が全体の32.9%であり、福祉用具貸与事業所も「やや減少し

た」「減少した」を合わせた割合が88.2%となった。このことから、今回の改正及び改定は、居宅介護支援事業と福祉用具貸与事業には負の影響を与えたことが明らかとなった。

今回の大きな変化として、介護予防という新たな視点が導入され、給付も介護給付と予防給付に分かれた点をあげることができる。福祉用具貸与事業においては、改正前は要介護認定者であれば特殊寝台貸与は利用可能であったが、今回の改正により、一定の貸与品に関しては要介護度による制限が発生した。この改正に至る経緯は、2004年(平成16年)7月の社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」2に述べられているように、必要性に合わない福祉用具の提供などにより、自立を妨げ悪化の傾向に至るケースや費用の伸びが著しく、品目によっては価格が高止まりしているという事実があったためである。このことから福祉用具貸与事業に対する負の影響は予測することが可能であった。

実際、この不満並びに意見は福祉用具貸与事業所からも多く指摘された。しかし、居宅介護支援事業所からも同様の指摘が多かった点は、注目すべき点であると考えられる。このことは具体的な指摘からも福祉用具の利用に対して要介護度による制限が設けられたことにより、居宅介護支援事業所の利用に対しても負の影響を与えたことが明らかになった。

居宅介護支援事業所に対して自由記述で求めた

回答を整理すると、ケアマネジャーの業務、費用対効果、国や地域行政に関連するもの、事業所自身が抱える問題の4点に集約された。

ケアマネジャーの業務は、介護保険施行後から、先行研究3でも多岐にわたる業務についての負担が指摘されていた。また法改正に伴い、居宅支援事業所勤務ケアマネジャーの担当件数が厳しく規定されたが、それが報酬に見合った業務量となっていないことがうかがえた。

費用対効果については、仕事と介護報酬のアンバランスが厳しく指摘された。具体的には、作成書類の多さと複雑さにかなりの時間を要することやケアマネジャーが担当する件数制限に対する意見が多かった。また、予防と介護給付について福祉用具貸与の制限が設けられたことについての指摘もあげられた。

国や地域行政に関するものは、要介護認定や予防給付と介護給付に関する問題が最も多かった。具体的には、「介護認定度が公平でない」、「現行の認定調査では介護の手間が多くても認定に反映されにくい」、「予防・介護給付の区別の区別についての理解が住民にはない、その説明も行政上では少ない」などである。

事業所自身が抱える問題については、経営状況に関するものが多かった。具体的には、「居宅介護支援の報酬単価では、単独居宅介護支援事業所の運営は困難」、「民間活力を有効に活用することはよいことだが、どの事業所も経営は苦しい」などであった。さらに「高齢者への自立支援とは何でしょうか」といった記述もあった。

これらの指摘の多くは、小佐々・城戸(2007)が明らかにした他県における調査結果と整合性があり、普遍的な問題であるといえる。

おわりに

介護保険制度は高齢者を中心とした介護サービスとして定着してきたが、サービス提供事業所の

運営に関わる問題は山積しており、それに関わるサービス提供者の労働環境も改善されているとはいいがたい状況である。また、地域行政とサービス提供事業所間の連携も充分とはいえない場合も多い。これらを改善すれば、利用者に対してより良いサービスが提供されると考えられる。

福祉サービスは対人援助であり、利用者を中心に多職種間連携が重要であると考えられる。しかし、各専門職の教育の背景が異なることで、認識の相違も生じることがある。事業所内外の人間関係や利用者との関係など、対人援助従事者に対する精神的ストレスや身体的ストレスは大きいと考えられる。その結果、対人援助職のバーンアウトなどをもたらし、結果として利用者に対するサービスの質を低下させる可能性が高まる。

本研究では、事業所勤務者のストレス状態を把握することができなかったが、福祉サービス従事者のおかれている環境についても今後は精査する必要がある、今後の課題であると考えられる。

尚、本研究は山梨県立大学地域研究交流センター2007年度研究助成を受けた。ここに感謝の意を記します。

《参考文献》

- 1) 城戸裕子・小佐々典靖(2008)「介護保険制度における第二号被保険者に対するサービス提供の実態に関する研究」『山梨県立大学地域研究交流センター2007年度研究報告書』
- 2) 京極高宣(2005a)「介護保険の見直しと改革の方向性ー社会保障審議における審議内容を踏まえてー」『総合リハビリテーション』Vol.33.No1, p17-16.
- 3) 小佐々典靖・城戸裕子(2007)「介護保険下における障害者居宅サービス及び福祉用具供給の現実と課題」『第17回研究助成・事業助成報告書』財団法人フランスベッド・メディカルホー

² 介護保険制度の見直しに関する意見介護保険 平成16年7月30日 P44

³ 城戸裕子(2007) 認知症高齢者が地域で暮らす支援としての医療と福祉の連携について～連携についての医療と福祉の意識調査から～ 日本社会事業大学大学院 修士論文, P61-62

- 4) 山本 隆 (2005) 「介護保険制度における市町村の役割 一準市場との対比を通して一」『介護福祉学』第12巻第1号, p74-83.

「児童養護施設における家庭支援に関する研究」 家庭支援専門相談員の役割確立と専門性形成の過程

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究所

博士後期課程 加藤 純

1. はじめに

児童養護施設において保護者や家族を支援する必要があるという主張は早くは1960年代には聞かれた(全国養護施設協議会, 2006, p.19)。1970年代には、先駆的な児童養護施設が独自にケースワーカーを配置する動きが見られた(上利, 1995, p.76)。

しかし、多くの児童養護施設では、面会や帰泊など家族と子どもが交流する機会は作られていたが、1980年代になっても、「たんなる自然の成り行きにまかせた関係づくりから、積極的に家族問題を意識化した指導は、いまだ十分とはいえない」(村岡, 1987, 7頁)状況が続いていた。

児童養護施設における家族支援が具体化したのは、1990年代に児童虐待への関心が高まってからである。虐待に関心が高まった当初は子どもを保護するための対策が強化された。90年代半ばから、子どもと家族が関係を再構築できるように支援する必要が指摘されるようになった。1995年、厚生省からの通知により「養護施設入所児童早期家庭復帰促進事業」が始められ、ベテラン児童指導員が家族支援の役割を担うことが期待された。家族への支援を専門に担う職員は、1999年、まず乳児院に配置され、名称は家庭支援専門相談員とされた。家庭支援専門相談員の児童養護施設への配置は2004年度に始まった。

家庭支援専門相談員の業務としては、早期家庭復帰のための保護者支援、里親委託促進のための業務、育児不安解消のため地域家庭への支援、施設内職員への助言指導、児童相談所との連絡調整などが通知に記載されているが、業務の進め方について詳細には規定されていない。